

青森県報

第三千二百五十三号

平成二十二年
六月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

基本測量の実施……………(監理課)…一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営支援課)…一
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更
の公表……………(水産振興課)…二

教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(学校施設課)…四

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局)…五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同)…六
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同)…八
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同)…九
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届
出……………(同)…九

告

示

青森県告示第四百二十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(精密水準測量)

二 作業期間

平成二十二年六月十四日から同年八月三十一日まで

三 作業地域

青森市

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

田向ファッションモール

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

三 意見の概要

1 出入口 の位置が交差点に近いことから、交通安全上の問題の発生が懸念される。したがって、道路管理者及び警察と再協議の上、出入口の位置の見直しや閉鎖も含めて再検討を行うこと。

2 店舗施設の運営に伴い発生することが見込まれる騒音について、騒音レベルの夜間最大値がすべての予測地点で規制基準値を超過しており、また、その超過値も大きいことや荷さばき施設の位置が第一種住居地域に近接していること及び周辺住民に及ぼす影響が懸念されるので、騒音の軽減策について再検討を行うこと。

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年六月二十三日から同年七月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四條第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十一年十二月二十八日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十二年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 郎

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成19年において、生産量が25万8千トンで全国第4位、生産額が567億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成15年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国固有数の好漁場が形成されている。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成21年4月～平成22年3月	若干
まあじ	平成21年1月～12月	若干
まいわし	平成21年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成21年7月～平成22年6月	若干
するめいか	平成21年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成22年4月～平成23年3月	若干
まあじ	平成22年1月～12月	若干
まいわし	平成22年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成22年7月～平成23年6月	若干
するめいか	平成22年1月～12月	若干

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】
小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよ

う免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成22年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
さめがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰り第1種漁業）	青森県下北郡東通村 尻屋崎灯台中心点と 北海道函館市恵山岬 灯台中心点を結んだ 線以东の青森県地先 水面	平成22年5月1日 から平成22年6月 30日まで	388

（注）小型機船底びき網漁業とは漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林水産省令第6号）第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成22年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成22年5月1日から平成22年6月30日まで	388

(注)機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性ライト類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵期魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月二十三日

青森県教育委員会教育長 橋 本 都

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入
重油(ＪＩＳ一種二号)
七三 キロリットル(購入予定数量)
- 二 納入期間
契約締結の日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 納入場所
八戸港 青森丸
- 四 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
4 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成二十二年八月三日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁会議室

平成二十二年八月六日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に

当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もつた金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)
730 kiloliter

2 Delivery period:
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2011

3 Delivery place:
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:
5:15 p.m. August 3, 2010

5 Contact point for the notice:
School Facility and Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9873

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	民主党青森県参議院選挙区第3総支部	民主党青森県本青森県参議院選挙区第一支部	民主党青森県本青森県参議院選挙区第一支部	民主党青森県本青森県参議院選挙区第一支部
代表者	仲里奈	升田世喜男	桜庭義明	大田将壽
会計責任者氏名	太田将壽	桜庭義明	太田将壽	太田将壽
主たる事務所の所在地	青森市新町一の二二三	青森市長島二の二二の六	青森市長島二の二二の六	青森市長島二の二二の六
公職の種類	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員
届出年月日	平成三・三・二六	平成三・三・二六	平成三・三・二六	平成三・三・二六

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	福士ふゆき後援会	工藤健後援会	伊藤一喜後援会	加澤明後援会	瀬崎雅弘後援会	橋本なおみ後援会	鳴海広道後援会	明日を考える会
代表者	豊嶋秀悦	石木基夫	中山利一	加澤明	瀬崎雅弘	橋本尚美	山田重則	倉谷一
会計責任者氏名	福士泉	工藤美奈子	伊藤忠行	加澤明	瀬崎雅弘	木村宏	北山義男	坂本忠孝
主たる事務所の所在地	青森市中央一の七八	青森市大字矢田前字本泉二二三の五九	八戸市南郷区大字島守字不習五	三沢市栄町一の三一の三七三四	三沢市大字三沢字山ノ神一の二〇	青森市桜川八の一七の四四	黒石市大字浅瀬石字龍ノ口一五五の五	東津軽郡蓬田村大字長科字川瀬二二三
公職の種類	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員
届出年月日	平成三・三・三三	平成三・三・二五	平成三・三・二四	平成三・三・三三	平成三・三・三三	平成三・三・二九	平成三・三・三三	平成三・三・二六

古川健治後援会	佐藤政美	種市治雄	上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前七六の五	三・三・二二
浜谷きょういち後援会	丸山順三	浜谷桂子	東津軽郡外ヶ浜町字三既算用師右平野四の二	三・三・二六
三村申吾三沢市後援会	川畑好弘	野川剛	三沢市松原町二の三一の二	三・三・二〇
市政改革市民会議	福士寛美	櫛引悟	五所川原市鎌谷町五一四の九	三・三・二五
脱原子力社会の実現をめざす会	梅北陽子	梅北陽子	青森市桜川三の〇のCの六	三・三・二五
西村まさみ青森県後援会	山口勝弘	湊谷浩	青森市青柳一の三	三・三・二六

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	波多野里奈を支える会	仲里奈	太田将壽	青森市新町一の二二三	参議院議員	平成三・三・二〇
代表者	仲里奈	太田将壽	太田将壽	青森市新町一の二二三	参議院議員	平成三・三・二〇
会計責任者氏名	太田将壽	太田将壽	太田将壽	青森市新町一の二二三	参議院議員	平成三・三・二〇
主たる事務所の所在地	青森市新町一の二二三	青森市新町一の二二三	青森市新町一の二二三	青森市新町一の二二三	参議院議員	平成三・三・二〇
公職の種類	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員	平成三・三・二〇
届出年月日	平成三・三・二〇	平成三・三・二〇	平成三・三・二〇	平成三・三・二〇	参議院議員	平成三・三・二〇

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	波多野里奈を支える会	仲里奈	太田将壽	青森市新町一の二二三	参議院議員	平成三・三・二〇
代表者	仲里奈	太田将壽	太田将壽	青森市新町一の二二三	参議院議員	平成三・三・二〇
会計責任者氏名	太田将壽	太田将壽	太田将壽	青森市新町一の二二三	参議院議員	平成三・三・二〇
主たる事務所の所在地	青森市新町一の二二三	青森市新町一の二二三	青森市新町一の二二三	青森市新町一の二二三	参議院議員	平成三・三・二〇
公職の種類	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員	参議院議員	平成三・三・二〇
届出年月日	平成三・三・二〇	平成三・三・二〇	平成三・三・二〇	平成三・三・二〇	参議院議員	平成三・三・二〇

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十二年六月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

三村申吾大間町 後援会			下田あつこ後援 会	未来塾	工藤功後援会	三浦正名後援会	蛭沢達也後援会	政治団体の 名称	政治団体の 異動事項	政治団体の 名称	政治団体の 異動事項	自由民主党青森 支部	自由民主党六戸 支部	自由民主党五所 川原支部	自由民主党三厩 支部	自由民主党21世 紀青森をつくる 会	日本共産党津軽 地区委員会	政治団体の 名称	
代表者	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	名称	会計責任者	主たる事務 所の所在地	会計責任者	黒川 修	新	代表者	代表者	代表者	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	代表者	代表者	異動事項	
岩泉 盛利	堺 正義	下北郡大間町大字 北間字中山二五の 四七	大坂 多恵子	未来塾	工藤 修	三戸郡五戸町字下 七毛沢向一三の六	黒川 修	新		代表者	河野 豊	吉岡 浩	三上 満	東津軽郡外ヶ浜町 字三厩増川二一〇	一戸 兼弘	工藤 聡	新		
柳谷 幸雄	岩泉 盛利	下北郡大間町大字 奥戸字奥戸村一九	大野 洋子	津島淳後援会	工藤 照美	三戸郡五戸町字下 三毛沢向一三の三	蛭沢 安信	旧		代表者	佐藤 純一	櫛引 ユキ子	正木 勉	東津軽郡外ヶ浜町 字三厩東町五の六	高山 悟	酒井 雄二	旧		
三・三・二〇	三・三・二〇	三・三・二〇	三・三・二〇	三・三・二五	三・三・二五	三・三・二四	三・三・二三	平成	年月日出	三・三・二六	三・三・二四	三・三・二六	三・三・二六	三・三・二六	三・三・二六	三・三・二六	三・三・二六	平成	年月日出

政党以外の政治団体

長谷川章悦後援 会	金澤満春後援会	松林義光後援会	青山会	弘前を 変える未 来会	清水悦郎同志会	一戸ふみお後援 会	三村申吾佐井村 後援会	三村申吾風間浦 村後援会
代表者	代表者	代表者	国会議員関 係政治団体 の区分	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	代表者	代表者
齊藤 光朗	傳法 秀之	新山 昌	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	佐藤 昌明	弘前市大字土手町 一四一	松林 真弓	八戸市小中野五の 一三の二	傳法 善大
常田 耕正	望月 清敏	種市 輝夫	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体の候補者の氏 名及び公職の種類 参議院議員	丸谷 馨	弘前市大字取上一 の九の三	清水 光枝	八戸市小中野三の 二〇の九	加藤 正昭
三・三・二五	三・三・二五	三・三・一九	三・三・一九	三・三・一六	三・三・一七	三・三・一七	三・三・一〇	三・三・一〇

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県歯科技工士連盟支部	平成三・三・七	平成三・三・一八
自由民主党青森県医療会支部	三・四・一〇	三・四・一五

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
蛭名省吾後援会	平成三・三・三	平成三・三・三
くらしと政治をむすぶつかもとつやこ後援会	三・三・一	三・三・三
篠崎順一を励ます会	三・三・三	三・三・三
上林英一後援会	三・三・三	三・三・一八
葛西清仁後援会	三・三・八	三・三・九
外川三千雄後援会	三・三・一〇	三・三・一五
菊池一郎後援会	三・三・三	三・三・一六
市政前進の会	三・三・一六	三・三・一六
政治結社大日本誠心社	三・三・三	三・三・三
中野渡はるお後援会	三・三・三〇	三・三・三
米澤初雄後援会	三・三・三〇	三・三・三

工藤てつ子後援会	三・三・三	三・四・五
高橋隆博後援会	三・三・三	三・四・八
一昇会	三・五・一〇	三・五・一五

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所 所在地	届出 年月日
仲 里奈 （参議院議員）	波多野里奈を支 える会	仲 里奈	青森市新町一の一の 二二三	平成 三・三・一〇
橋本 尚美 （青森市議会 議員）	橋本なおみ後援 会	橋本 尚美	青森市桜川八の一七 の四四	三・三・一 九

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

升田 世喜男 (参議院議員)	渋谷 哲一 (県議会議員)	一戸 富美雄 (県議会議員)	津島 淳 (衆議院議員)	届出者の氏名 (公職の種類)
来塾 あおもり未	クズサボ 渋谷てつか ークラボート	雄志会	未来塾	資金管理団 体の名称
類 公職の種	在務主 地所たる の事	在務主 地所たる の事	称団資 体金の管 理の名	異動事項
参議院議員	○二新青 ○五城森 二字市大 の平岡字	五九青 の森市 八の桜 岡字川	未来塾	新
衆議院議員	二城青 の字森 平岡大 二二三 三新	の青森 一二市 の港町 一九二	津島淳 後援会	旧
三・五・二〇	三・四・二六	三・三・二九	三・三・五 平成	年月日 届出

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町一丁目番七
 七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭